

仮置場等の原状回復について(案)

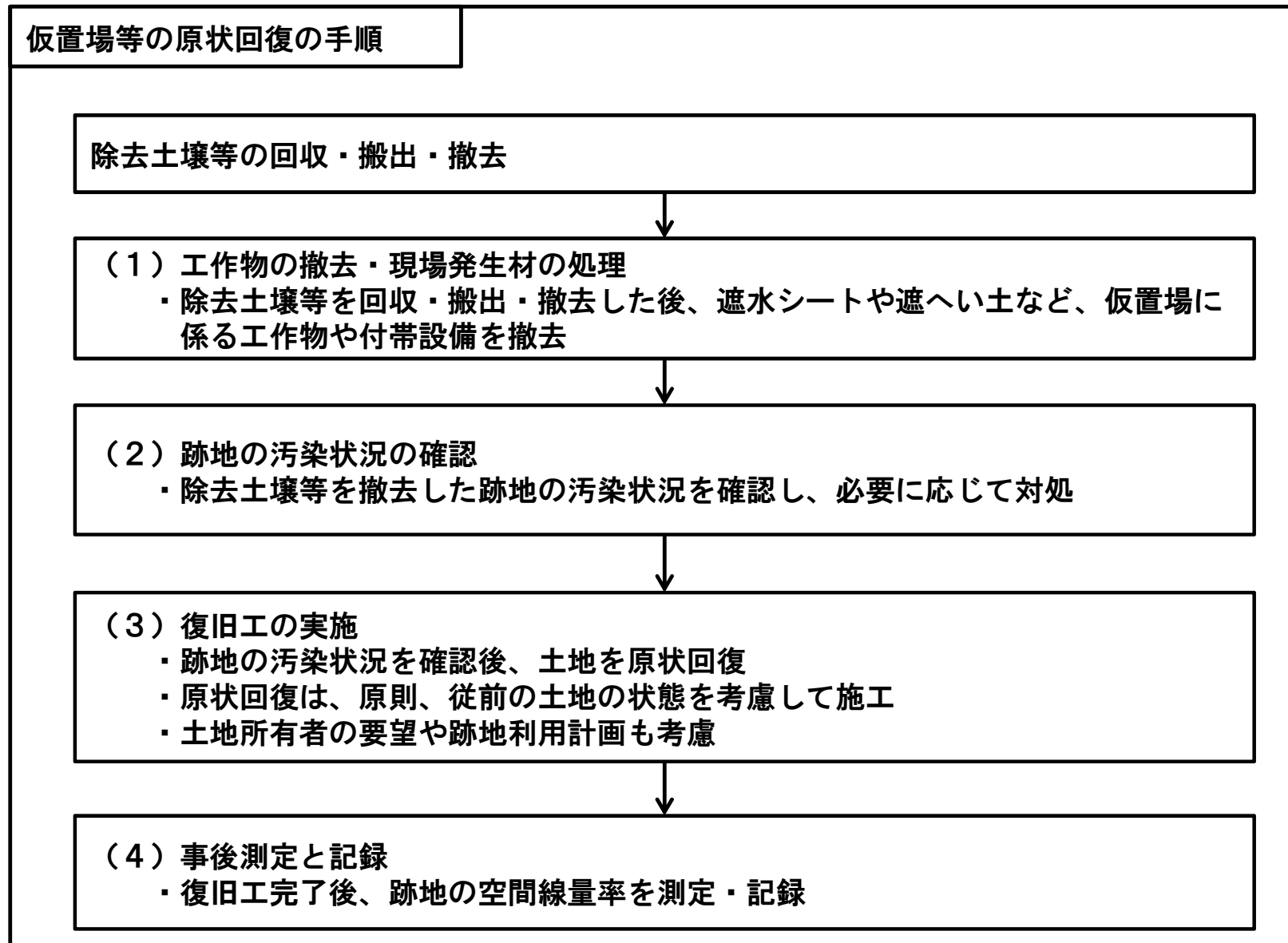
平成28年12月
環境省除染チーム

1. 仮置場等の原状回復に係る基本的考え方

<基本的考え方>

- 仮置場等の原状回復は、原則として、従前の土地の状態を考慮して行う。
- 土地の利用形態ごとに、実現可能で合理的な範囲・方法で行う。
- 土地所有者の要望や跡地利用計画によっては、工作物の撤去・現場発生材の処理までを行った後、従前の土地の状態までは復旧せず、土地所有者に引き渡すという場合も考えられる。

2. 仮置場等の原状回復の手順



3. 原状回復のガイドライン作成について

<主旨>

- 仮置場等からの除去土壌等の搬出終了後の原状回復も増加すると予想されることから、原状回復の手法をガイドラインとして取りまとめるものである。

<ガイドライン(案)の作成>

- 既往の原状回復工事例を参考に、ガイドライン(案)を作成(～平成29年3月)。
- 適宜、専門家の意見を聴取。

<実例の集積と反映>

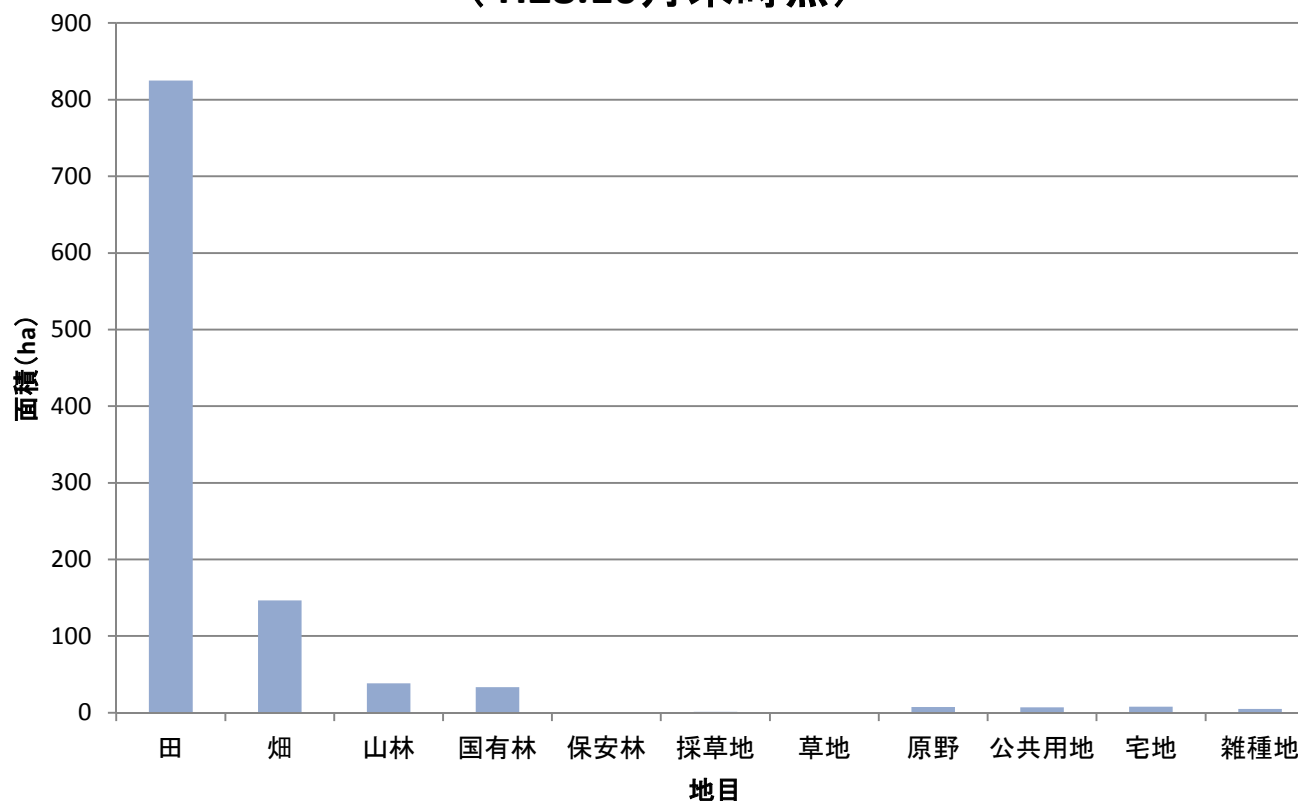
- (平成29年4月～)ガイドライン(案)に基づき、搬出が終了した仮置場等において、原状回復工事の実例を蓄積し、ガイドライン(案)へと反映する。

<ガイドラインの確定・公表・運用>

- 平成29年夏以降に開催される環境回復検討会において、ガイドラインを確定し公表する予定。
- 平成30年度以降に増加が見込まれる原状回復工事において、当ガイドラインを適用・活用していく方針。

<参考> 仮置場等の地目別 地積割合

直轄除染の仮置場等の地目毎の地積割合
(H28.10月末時点)



地目	地積(ha)	割合(%)
田	825	77%
畑	147	14%
山林	38	4%
国有林	33	3%
保安林	0.0	0.0%
採草地	1	0.1%
草地	0.2	0.0%
原野	7	1%
公共用地	7	1%
宅地	8	1%
雑種地	5	0%
合計	1,072	100%

注 表の数値は、四捨五入の関係で、合計の値が、各地目の数値の合計と合わない場合がある。